

掛川市告示第30号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第12号から第15号までを次のように改める。

- (12) 社会福祉法人磐田厚生会
- (13) 株式会社文長
- (14) 有限会社齋藤居宅介護支援事業所
- (15) 特定非営利活動法人掛川障がい者支援センター

第4条第16号及び第17号を削る。

別表第1 アルス・ノヴァの項及び工房ゆうの項を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。